

「国際航空に関する独占禁止法適用除外制度のあり方について」  
ヒアリングに対する回答

(社)日本旅行業協会

< 基本的な考え方・見解 >

独禁法の適用対象となった場合でも、競争制限的ではなく一般消費者の利益を確保するインターライニング等有益な航空企業間合意のすべてが禁止されるわけではないとの認識の下、

1) IATA 運賃協定は 多くの場合そのまま適用されず、実質的に形骸化していることに加え、自由なまた弾力的な運賃の設定を阻んでおり、

IATA 代理店協定は IATA 側の一方的な規則改定により、IATA 代理店である旅行会社へ過剰な負担を強いており(例えば、突然の精算回数、VOID 期限等の変更) 且つ、IATA - BSP 精算システムは、旅行会社の財務負担が大きく、

キャリア運賃協定(指定企業間合意)は有名無実化しており、

各協定の適用除外制度は廃止すべきである。

尚、欧豪のフレックスフェアについては問題が多いと認識している。

2) アライアンスについては、今後の提携規模の拡大やネットワークの深化から市場支配的、且つ排他的な状況が生まれることも危惧される。このため仮に本邦航空会社が同じアライアンスの他の航空会社と運賃等の協定を締結する場合も独禁法の適用対象と出来る余地を残しておくべきである。